

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	1	一般管理費

所管課	市民課
事業名	後期高齢者医療事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,889	1,922						33
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1,889	1,922					33

事業概要	高齢者の医療の確保に関する法律のほか、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約で定めるところにより、療養費や高額療養費等の各種受付業務、保険証や限度額認定証の発行を行っており、保険証等の印刷や送付に必要な経費を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	市が後期高齢者医療に関する各種受付・保険証等の発行などの窓口業務を担うことにより、市民の利便性の向上を図る。		
現状と背景	被保険者数5,458人(平成28年度末現在)	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	1	総務費
項	2	徴収費
目	1	徴収費

所管課	市民課
事業名	徴収事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	4,238	5,340						1,102
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	38	33					▲ 5
一般財源	4,200	5,307						1,107

事業概要	保険料決定通知書や納付書の発行、保険料の収納管理、督促状等の発送など保険料を収納するために必要な経費を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	後期高齢者医療制度を安定的に運営するために必要な保険料を徴収するため、収納率の向上や負担の公平を図る。		
現状と背景	後期高齢者医療保険料の賦課は広域連合が行なうが、保険料の徴収は市町村の事務となっている。(高齢者の医療の確保に関する法律)	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	2	後期高齢者医療広域連合納付金
項	1	後期高齢者医療広域連合納付金
目	1	後期高齢者医療広域連合納付金

所管課	市民課
事業名	後期高齢者医療広域連合納付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	388,107	397,770						9,663
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	295,476	303,135					7,659
一般財源	92,631	94,635						2,004

事業概要	市では特別徴収(年金からの引き去り)及び普通徴収(納付書または口座振替)により保険料を徴収している。その徴収した保険料と一般会計から繰り入れた保険料軽減の公費補填分を、鳥取県後期高齢者医療広域連合に納付金として負担している。	今年度見直し事項	
事業目的	市で徴収した保険料等を鳥取県後期高齢者医療広域連合に納付することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る。		
現状と背景	後期高齢者医療保険料の賦課は広域連合が行なうが、保険料の徴収は市町村の事務となっている。(高齢者の医療の確保に関する法律)	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	3	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	1	保険料還付金

所管課	市民課
事業名	保険料還付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	600	600						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	600	600					
一般財源								

事業概要	既に納付された保険料に納めすぎが発生したとき、その納めすぎた保険料を被保険者に返還しなければならないため、それに備え還付金を予算化している。	今年度見直し事項	
事業目的	過年度に納付のあった保険料に納め過ぎが発生したとき、その保険料を被保険者に返還する。		
現状と背景	所得更正などにより過年度の後期高齢者医療保険料に減額の更正があった場合、保険料の納め過ぎが発生するため、その保険料を被保険者に返還する。	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	3	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	2	還付加算金

所管課	市民課
事業名	還付加算金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	50	50						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	50	50					
一般財源								

事業概要	既に納付された保険料に納めすぎが発生したとき、その納めすぎた保険料を被保険者に返還する。その際、納付済みの保険料に対して支払う利子相当額を還付加算金として予算化している。	今年度見直し事項	
事業目的	保険料に納め過ぎが発生したとき、その保険料額や決定までの期間等に応じて決められた金額を加算して返還する。		
現状と背景	保険料の更正により、保険料に納め過ぎが発生した場合、その保険料を被保険者に返還する際に、還付額や決定までの期間等に応じて決められた金額を加算する必要がある。その加算に必要な費用を計上している。	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	4	予備費
項	1	予備費
目	1	予備費

所管課	市民課
事業名	予備費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	500	500						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	500	500					

事業概要	当初予算計上時には予期できなかった臨時的・突発的な事柄に即応するためには、補正予算案を編成し臨時市議会等において議決を経るのが原則であるが、軽微なものについてまで臨時市議会の開催等は非効率であることから、当初予算において用途を限定しない予備費を計上する。	今年度見直し事項	
事業目的	臨時的・突発的な事柄に生じた事柄に対し、予算措置の有無に関わらずある程度即応できる経費を確保する。		
現状と背景	予備費は、議会の否決した費途に充てることができない(地方自治法217条2項)と定められている。 そのため、予備費を充当した費目及び金額は決算書に記載し、内容についても監査時に補足説明資料で明らかにしている。	その他	